

【提案書作成期間中における質疑】

「地域共生・地域裨益型再エネ発電事業（重点対策加速化事業分）」

公募型プロポーザル（令和7年10月3日更新）

提案書作成期間中において、公平性担保の観点から市が公表すべき事項と判断した質疑については、随時HP上にて回答します。

No	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	電力提案単価・期間に関して	①5. 提案書作成要領-（4）注意事項のAに「提案は、1 提案者につき1 案に限る。」とありますが、これは期間および売電単価は1 パターンのみで、複数パターンの提示は想定されていないということでしょうか。	ご認識のとおり、事業期間及び電力提案単価について、1 提案者につき1 案とさせていただきます。
2	電力提案単価・期間に関して	提案単価に関して、提案時には概算総事業費をもとに算出を行うこととなりますが、採択された後に事業費の精査を行った結果、提案単価の変動があり得ると考えます。この際は以下の補助金要件を満たしつつ単価を修正することとなるのでしょうか（その他単価算定にあたり満たすべき要件があれば恐れ入りますがご教示ください）。 また念のため確認ですが、提案時より高い単価への修正は認められないという認識でよろしいでしょうか。	原則、電力提案単価と同一の単価で電力契約を行うものとします。ただし、市場連動するものであることから、最終的には市と協議のうえ契約単価を決定することとします。 また、ご認識のとおり、電力提案単価はいかなる場合においても補助金額相当分が控除されていることとします。

3	借受面積について	①借受面積については発電所敷地面積（＝フェンス内面積）に加えて、発電所フェンス外の伐採等で手を加えた範囲も借受面積とする必要がありますでしょうか。	借受面積は管理通路や発電所敷地等の事業用地のみを想定しております。 事業用地外の樹木の伐採は市と協議の上、必要な範囲のみ行うものとし、過度な伐採は認めない場合があります。
---	----------	---	--